

土岐市消防団 団長閲団の結果

第15回



地域防災の担い手として期待にこたえる消防団員の訓練の成果を、消防団長が検閲するとともに、市民の皆さんに発表する「第十五回市消防団団長閲団」が、四月二十四日(日)に肥田町の浅野緑地で開催されました。

行進などの小隊訓練と、建物火災を想定し、消火・警戒・現場広報などの活動を行う実践操法が披露されました。部門別の成績は、次の通りです。

53 O-222) < 2017.04.24

●小隊訓練の部

- 優 勝 〓 曾木分団
- 二 位 〓 鶴里分団
- 三 位 〓 土岐津分団
- 敢闘賞 〓 下石分団・ききょう分団

●実践操法の部

- 優 勝 〓 駄知分団
- 二 位 〓 土岐津分団
- 三 位 〓 肥田分団
- 敢闘賞 〓 泉分団・曾木分団

消防団についてのお問い合わせは、市消防本部消防課 (☎053-222-2222) へご連絡ください。

多治見社会保険事務所からのお知らせ

社会保険職員などを装った不審者にご注意を!!

最近、社会保険職員などを装って、現金などをだまし取る事件が複数発生しています。

その手口は悪質化していて、電話や文書だけでなく、直接自宅に訪問して、言葉巧みに預金通帳とキャッシュカードを要求し、さらには暗証番号を聞き出して現金を引き出されるなど、高額の被害に遭っているケースも多数報告されています。

このような被害に遭わないよう、次のことにご注意ください。

① 社会保険庁、社会保険事務局、社会保険事務所の職員が、年金受給者のお宅などを訪問し、預金通

帳やキャッシュカードをお預かりすることは、決してありません。

② 不審に思われる訪問や照会などがあった場合は、相手に身分証明書の提示を求めたり、所属・氏名を確認し、多治見社会保険事務所などにお問い合わせください。

③ 多治見社会保険事務所では、昨年十二月六日から、毎週月曜日(祝日などで閉庁の場合は翌日の火曜日)の年金相談業務を、午後七時まで延長して受け付けています。

④ 多治見社会保険事務所では、昨年十二月六日から、毎週月曜日(祝日などで閉庁の場合は翌日の火曜日)の年金相談業務を、午後七時まで延長して受け付けています。

⑤ 多治見社会保険事務所では、昨年十二月六日から、毎週月曜日(祝日などで閉庁の場合は翌日の火曜日)の年金相談業務を、午後七時まで延長して受け付けています。

■予約制の注意事項

① ご予約は、直接または電話で、多治見社会保険事務所へお申し込みください。

② 電話でのお申し込みの場合は、基礎年金番号、氏名、簡単な相談内容をお聞きます。

③ 予約時間までにお越しにならぬ場合は、予約が無効になります。

※土曜日の開庁日(原則第二土曜日、午前九時三十分～午後四時)に実施している相談業務についても、予約を受け付けます。

詳しくは、多治見社会保険事務所 (☎0572-222222) へお問い合わせください。